

マイナンバー 事業者向け説明会を開催します

10月28日、町内2カ所で事業者を対象とした「マイナンバー制度事業者向け説明会」を開催します。

マイナンバーは、従業員等を雇用する事業者も取り扱います。事業者は、従業員等に関する給与・年金等の行政手続きにおいて、マイナンバーを適切に取り扱う必要があります。

事業主の皆さんが準備しなければならないこと等を紹介しますので、ぜひご参加ください。個人での参加も可能です。

対象者 企業・団体等の総務・人事・給与担当者、農業・漁業・林業・商業・建設業等で従業員を雇用している事業主や給与担当者等

概要 平成27年10月、マイナンバーの通知が開始されます。事業者は、3カ月足らずでマイナンバー制度に対応しなければなりません。

その影響は、税や社会保険に関わる業務にとどまらず、不正な個人情報（マイナンバーを含むもの）の取得や利用が発生しないように、収集・保管に対するリスクへの対応が極めて重要になります。

本説明会では、実際に事業者が行うマイナンバー収集・保管の業務やリスク対応、さらには税務関係の手続き等を中心に、詳しく紹介します。

参加申込 参加を希望する方は、10月21日までに役場総務課へ電話でお申し込みください。

参加無料
電話で事前申込を
申込締切10月21日(水)

開催日 **10月28日(水)**

- 講師1** ～ぜひ今から準備を～
平成28年1月スタートを安心して迎えるために 90分程度
リコージャパン株式会社 九州事業本部 三輪 貢氏 (ITコーディネータ)
- 講師2** マイナンバー制度の概要と税務について 30分程度
国税分野における社会保障・税番号制度導入に伴う各種様式の変更点
出水税務署

鷹巣会場
時間 10:00～12:00
場所 長島町開発総合センター

指江会場
時間 13:30～15:30
場所 長島町役場 指江庁舎

●申込・問い合わせ先 役場総務課 マイナンバー担当 ☎86-1111

身分証明書として利用できる「個人番号カード」

「個人番号カード」は申請により平成28年1月以降に交付されます。このカードは身分証明書等として利用することができます。



(おもて面)



(うら面)

郵送される『通知カード』と『個人番号カード』交付申請書



(おもて面)



(うら面)

マイナンバーの『通知カード』は絶対になくさないで大切に保管してください

1人に1つ。マイナンバー

平成27年10月中旬から11月ごろにかけて、住民票の住所にマイナンバーの『通知カード』を簡易書留で郵送します。マイナンバーは平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の分野で利用します。民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで取り扱います。『通知カード』はさまざまな行政機関等の手続きで使用しますので、大切に保管してください。『通知カード』と一緒に同封された交付申請書に、顔写真を添付して郵送するなどの手続きを行うことで、身分証明書等として利用できる「個人番号カード」の交付を受けることができます。

*『通知カード』は紙製です。
*『個人番号カード』は、顔写真付きICカードです。